

# 近世ラングドックにおける身分制議会とフィナンシエ

伊藤滋夫

## はしがき

第二次世界大戦以後の近世フランス財政史研究において、もっともめざましく発展を遂げた分野は、フィナンシエ(financiers)の研究だろう。フィナンシエとは、「国王の金」の取扱いや国王への貸し付けを行う者を指し、総徴税請負人(*fermier général*)や各総徴税区(*généralité*)の総収税官(*receveur général*)などを含む<sup>(1)</sup>。フィナンシエの果たした役割は、アンシャン・レジーム期の財政の実態を解明する鍵として、1950年代末以降、研究が蓄積されてきた<sup>(2)</sup>。日本でも、1970年代以降、常見孝、平井寿章、阿河雄二郎、佐村明知、丹後享の諸氏によって、フィナンシエ研究が行われている<sup>(3)</sup>。これらの研究の特徴は、フィナンシエの経歴、家族・婚姻関係、資産、生活様式などに焦点を当てる社会史的手法である。

しかし、従来のフィナンシエ研究においては、フィナンシエの国家財政や経済活動において果たした役割に関心が集中し、ローカルな地方行財政におけるフィナンシエの位置づけは明らかにされていなかった。とくに、身分制議会とフィナンシエの関係については、ほとんど手をつけられていない。これは、第三共和政初期の1870～80年代におけるアカデミックな実証主義歴史学の成立以降の地方行政史研究において、絶対王政の中央集権化により、身分制議会が存在意義を失い、形骸化もしくは消滅していったというネガティブな見方が支配的になったという事情がある<sup>(4)</sup>。

本論文が対象とするラングドックのフィナンシエにかんしても、ショシナン・ノガレの浩瀚な研究がある<sup>(5)</sup>。しかし、かれの関心は商工業や貿易活動におけるフィナンシエの役割にあった。周知のとおり、ラングドックは大革命までブルターニュとともに王国でもっとも強大な地方三部会を保持していたにもかかわらず、ショシナン・ノガレは、ラングドック地方財務官僚の性格や、ほかの三部会役人集団との人的関係は明らかにしていない。

ところで、日本におけるフィナンシエ研究の先鞭をつけた常見孝氏は、

欧米での研究動向を踏まえつつ、フィナンシエの利用や編成において婚姻関係、友人関係、パトロネッジ関係などの人的な諸関係が大きな役割を果たしたことに注目し、この人的諸関係を「人脈関係」(relations personnelles)と呼んだ<sup>(6)</sup>。このような人脈関係の重視は、おそらくロラン・ムニエ以来の法服貴族研究の流れをくむものであろう<sup>(7)</sup>。

およそ制度の研究は、制度のメカニズムのみならず、制度を担った人間集団のあり方を明らかにすることで、はじめて完全なものになる。それゆえ、ラングドック地方財政の機構を明らかにするためには、ラングドックの財務官僚が取り結んだ人脈関係の解明が不可欠であろう。本論文は、以上のような研究の空白を埋めることをねらいとする。

ラングドックの地方財政において枢要の位置を占めるのは、三部会財務官(*trésorier de la bourse*)である。ラングドックで徴収される直接税は、16世紀以後、通常税(*deniers ordinaires*)と臨時税(*deniers extraordinaires*)に分けられた。通常税は、ディオセーズ区(司教区、*diocèse*)のタイユ収税官(*receveur des tailles*)→総徴税区の総収税官→王庫取締役(*garde du Trésor royal*)の順に払い込まれる<sup>(8)</sup>。1542年に王国は16の総徴税区に再編され、ラングドックはモンプリエとトゥルーズの2管区に分割された<sup>(9)</sup>。他方、臨時税は、タイユ収税官→三部会財務官→王庫取締役という別のルートで納入される<sup>(10)</sup>。15世紀末に州財政が成立し州のための出費が増加すると、その収支を担当する会計官が必要となる。1522年に州全体を統轄する三部会財務官が登場する<sup>(11)</sup>。三部会財務官は、三部会に任命され、臨時税の徴収を扱い、国王財務官僚である総徴税区の総収税官から自立した地位を築くことになる。1787年には、ラングドック州レヴェルで徴収された直接税は14,415,732リーヴルだったが、通常税の額は679,517リーヴルにすぎず、全体の4.7%しか占めていない<sup>(12)</sup>。18世紀には臨時税が直接税の大部分を占めるようになったのであり、これを三部会財務官が徴収し管理していたのである。

三部会財務官は、総徴税区の総収税官と同様、直接税の徴収を行っていたため、フィナンシエに含まれるであろう。それゆえ、三部会財務官の研究は、フィナンシエ研究と深く関連する。

それでは、ラングドックの地方財政において、かくも重要な役割を果たしていた三部会財務官には、いかなる者が就任したのであろうか。これを知るために、第1節では、16世紀以降の歴代の三部会財務官の人名を確定

し、財務官の官職の継承のあり方を検討する。第2節では、18世紀に三部会財務官を輩出した四つの家門を取り上げ、各家門の社会的出自、社会上昇のあり方、婚姻関係を明らかにし、ラングドックの地方エリート集団における三部会財務官の位置づけを行う。ショシナン・ノガレが公証人文書などをもとにラングドックのフィナンシエの諸家門の系図を作成しているが、後述のように誤りが散見され、また三部会役人の婚姻関係については完全には明らかにされていない。本章では、ショシナン・ノガレのもの以外に、ラングドックの貴族やモンブリエ会計租税法院官僚やラングドック三部会役人などのプロソポグラフィによる先行研究を用いつつ<sup>(13)</sup>、ラングドックの諸家門の婚姻関係の復元を行っていく。

## 第1節 三部会財務官の官職の継承

表1は、歴代の三部会財務官とその在任期間の一覧である。まず、財務官の人数と代数の数え方について述べておく。三部会財務官の官職が創設された1522年から1632年までは、財務官は1名だった。しかし、1632年のベジエ王令(Edit de Béziers)で、ラングドック三部会は財務官の任命権を失い、財務官は国王専官職となり、定数は3名となった<sup>(14)</sup>。このとき官職を獲得した3名を、第7代と数えた。1649年に三部会は財務官の任命権を回復し、新たに2名を任命し、1年おきに職務にあたらせた。この2人を第8代と数える。そのうちの一人のフランソワ・ル・セックが1671年に死没すると、その後任は補充されず、以後フランス革命まで財務官は1名だった<sup>(15)</sup>。それゆえ、フランス財務官の官職を歴任したのは、14代16人である。

この表からまず窺えるのは、三部会財務官の官職が世襲により継承され、同一の家門によって代々占められることが多いことである。まず、第2代と第3代はモワ家に属するが、両者は親子関係にあった<sup>(16)</sup>。ついで、財務官の官職はレック・ド・ペノチエ家に移り、1560~1711年までのうち、ベジエ王令が施行されていたあいだ失職していた時期をのぞいて、130年以上の長きにわたり、同家により保有されていた。第4代のピエールは第5代のベルトランの父であり、ベルトランは第6代のベルナールの父である。第8代のピエールはベルナールの二男、第9代のピエール・ルイはベルナールの三男である<sup>(17)</sup>。なお、このピエール・ルイはルイ14世期のラングドッ

クを代表するフィナンシエであり、コルベールに協力して、ラングドック運河やセット港の建設、王立毛織物マニュファクチュールの設立を推進し、ラングドック・ルシヨン鉱山会社やレヴァント会社の株主になって、コルベールの重商主義政策を推進している<sup>18</sup>。このように、ペノチエ家は4世代にわたり5人の財務官を輩出している。また第10代と第11代はボニエ家の出身だが、これも親子である<sup>19</sup>。

親から子への世襲ではないが、親族間の官職継承の例としては、第13代のマザード家から第14代のジュベール家へのそれがある。ギヨーム・マザード・ド・サン・ブレソンの妹マルトがジュベール家に嫁し、その子がフィリップ・ロラン・ド・ジュベールであり、第13代と第14代の財務官は伯父と甥の関係になる<sup>20</sup>。なお、ショシナン・ノガレは、ギヨーム・マザードとフィリップ・ロラン・ド・ジュベールをいとことしているが、誤りである<sup>21</sup>。また第11代のボニエ家と第13代のマザード家も親族関係にある。すなわち、モンプリエ会計租税法院(Cour des comptes, aides et finances)評定官ダニエル・プランチエ(Plantier)の長女の夫の会計租税法院部長評定官(président)アントワーヌ・サミュエル・ボニエ・ダルコ(Bonnier d'Alco)は、ジョゼフ・ボニエ・ド・ラ・モソン(子)のいとこであり、プランチエの二女の夫ロラン・エチエンヌ・マザード・ダヴェーズ侯爵(Mazade d'Aveze)は、ギヨーム・マザード・ド・サン・ブレソンの弟であり、第11代と第13代の財務官は遠い親戚だった<sup>22</sup>。なお、ショシナン・ノガレは、ボニエ・ド・ラ・モソン(子)とボニエ・ダルコを兄弟としているが、これはいとこの誤りである<sup>23</sup>。さらに、第8代のフランソワ・ル・セックの娘は、第9代のピエール・ルイ・レック・ド・ペノチエと結婚し、8代目と9代目は舅と婿の関係になった<sup>24</sup>。

このように財務官の官職は世襲により継承されることが多かったが、これを可能にしたのが襲職権(survivance)だった。襲職権とは国王がある売官職の保有者の息子、甥、婿、いとこなど、保有者が官職を継がせたい家族・親族に与える恩恵であり、たとえば襲職権保有者が息子の場合ならば、この恩恵により、官職譲渡税の支払を条件に、息子は父親の生存中にかれの官職の継承者に指定される。父と息子は共同で官職を保有し、二人のうちの一方の死後は、他方の生存者が単独で官職を保有する。この制度は、疫病などによる官職保有者の急死により官職が空席になることを防止し、世襲を確実たらしめる手段だった<sup>25</sup>。襲職権の制度は、国王売官職や大臣

近世ラングドックにおける身分制議会とフィナンシエ

職のみならず、三部会財務官にも適用された。

表1には出でていないが、三部会財務官の襲職権をいったん取得しながら、のちにこれを返上し、実際には財務官に就任しなかった者が3名いる。第9代のピエール・ルイ・レック・ド・ペノチエの甥スヴァン(Sieur de Sevin)<sup>26)</sup>、第11代のジョゼフ・ボニエ・ド・ラ・モソン(子)のいとこアン・トワーヌ・サミュエル・ボニエ・ダルコ、第14代フィリップ・ロラン・ド・ジュベールの息子ロラン・ニコラがそれである。ロラン・ニコラの場合は、フランス革命による三部会廃止により、財務官就任はならなかった<sup>27)</sup>。かれらの就任が実現していれば、同一家門による財務官の官職の独占はより長期化しただろう。

以上のように、三部会財務官の官職は、父子、兄弟、伯父甥などのあいだで伝達され、世襲され、同じ家門のなかで長期間とどまる傾向が強かつた。

表1 歴代三部会財務官一覧表

代数	氏名	在任期間
1	Pierre Potier	1522—1549
2	Etienne du Moys	1549—1553
3	Rollin (Raulin) du Moys	1553—1560
4	Pierre Reich	1560—1572
5	Bertrand Reich de Pennautier	1572—1597以後
6	Bernard de Reich de Pennautier	1604以前—1632
7	François Le Secq, Gabriel de Creyssels, Guillaume de Massia	1632—1649
8	François Le Secq	1649—1671
8	Pierre de Reich	1649—1659以前
9	Pierre Louis de Reich de Pennautier	1659以前—1711
10	Joseph Bonnier de La Mossan	1711—1726
11	Joseph Bonnier de La Mossan	1726—1744
12	François Lamouroux	1744—1753
13	Guillaume Mazade de St. Bresson	1754—1777
14	Phillipe Laurent de Joubert	1777—1789

出典：Vicomte de Carrière, *Les officiers des Etats de la province de Languedoc*, pp. 114—128; Dessert, D., *Argent, pouvoir et société au Grand Siècle*, pp. 544, 635, 679. から筆者作成。

## 第2節 三部会財務官の家門の形成

それでは、これらの家門はいかにして三部会財務官の職を得たのであろうか。これらの家門の社会上昇のあり方は、いかなるものだっただろうか。また、ラングドックの地方エリート集団におけるこれらの家門の位置づけはいかなるものであろうか。本節では、18世紀に三部会財務官を出したボニエ家、ラムルー家、マザード家、ジュベール家の四家門をとりあげ、家門の社会的出自、三部会財務官の祖先、父親の社会上昇のコース、財務官本人の経歴、婚姻関係による他の社会階層とのつながり、財務官の兄弟、親族、子孫の社会的地位について分析することで、これらの問題を解明していきたい。

### ①ボニエ家

ボニエ家は、モンプリエ西郊ソサン(Saussan)出身である。第10代三部会財務官ジョゼフの祖父アントワーヌ(1579頃~?)は、毛織物商人だった<sup>(28)</sup>。アントワーヌの子アントワーヌ(1615~1687)は、家業の毛織物の縮絨や銅板マニュファクチュールの経営で巨富を成した<sup>(29)</sup>。妻はモンプリエ会計租税法院評定官ルネ・ド・サン(René Dhaudessant)の娘であり、これによりボニエ家は法服の世界に入る<sup>(30)</sup>。

アントワーヌには二人の子があり、長男アントワーヌ(1667~1735)はアルコの領主となり、二男ジョゼフ(1676~1726)は授爵されてラ・モソン男爵と称した。以後、ボニエ家は、ボニエ・ダルコ家とボニエ・ド・ラ・モソン家に分かれる。

まず、ボニエ・ド・ラ・モソン家から説明すると、ジョゼフはスペイン継承戦争期に軍隊に糧秣を供給し、1707年に軍隊支出を扱う臨時軍事財務官(*trésorier de l'extraordinaire des guerres*)となり、1711年にペノチエの死後、第10代三部会財務官に就任した<sup>(31)</sup>。妻アンヌ・ムロン(Anne Melon)は、モンプリエ・ディオセーズ区のタイユ収税官の娘だった。

ジョゼフの子ジョゼフ(1702~44)は、父の死後第11代三部会財務官に就任し、その死までその職にあった。またジョゼフ(父)の娘アンヌ・ジョゼフは、フランス有数の大貴族で科学アカデミー名誉会員として知られるショーヌ公爵(duc de Chaulnes)に嫁した<sup>(32)</sup>。

ボニエ・ダルコ家の開祖アントワーヌは、モンプリエ総徵税区フランス

財務官(*trésorier de France*)を経て、1712年会計租税法院部長評定官に就任する。アントワーヌは2回結婚しており、前妻は上座裁判所(*présidial*)執達吏トゥルーズ(*Thoulouze*)の娘、後妻は会計租税法院評定官ド・コント(*De Comte*)の娘だった。かれらには三人の子があり、長男アントワーヌ(1687~1739)は1731年モンプリエ会計租税法院部長評定官に就任し、二男アントワーヌ・サミュエル(1704~1769)は1738年に兄の官職を継いだ。アントワーヌ・サミュエルの妻が会計租税法院評定官ダニエル・プランチエの娘であり、プランチエ家を通してボニエ家とマザード家が親族関係にあったことは前述のとおりである。アントワーヌ・サミュエルの子アンジュー・エリザベート・ルイ・アントワーヌ(1750~1799)も会計租税法院部長評定官に就任し、革命期に国民公会議員に選出されている<sup>33</sup>。またアントワーヌの娘(アントワーヌ・サミュエルの妹)ルネは会計租税法院評定官アンドレ・ムストロン(*Moustelon*)に嫁した。アンドレの母方のおじは会計租税法院評定官ジャック・ド・カンバセレス(*Cambacérès*)であり、かれの妻は州三部会総代(*syndic général*, カルカソンヌ・セネシャル区管轄)ジャン・アントワーヌ・デュヴィダル・ド・モンフェリエ(*Duvidal de Montferrier*)の姉だった<sup>34</sup>。三部会総代は、三部会の開会されていないあいだ、会期中のあらゆる決定を執行する事務総長というべき存在であり、州行政の要をなす。各セネシャル区につき1名、計3名が三部会により任命され、三部会での決議を執行する任務を負う<sup>35</sup>。アンドレ・ムストロン夫妻の娘は会計租税法院首席書記クロード・ファーブル(*Fabre*)と結婚した<sup>36</sup>。結局、ボニエ・ダルコ家は4名の会計租税法院部長評定官を輩出した。

## ②ラムルー家

ラムルー家について知られていることは、他の三家門ほど多くはない。第12代三部会財務官フランソワ・ラムルー(1681~1753)の父ダニエルは、モンプリエ西郊のミユルヴィエール(*Murviels*)のブルジョワである。フランソワはラングドック臨時税総収税官(*receveur général des impôts extraordinaires*)をつとめたのち、トゥルーズ市参事(*capitoul*)となり、1745年ジョゼフ・ボニエ・ド・ラ・モソン(子)の未亡人の代理人として三部会財務官に就任し、その死までその地位にあった。かれは2度結婚し、一男三女をなす。長女マリ・カトリーヌはパリ高等法院評定官シャルル・ド・

セール(Selle)と結婚し、二女マルグリットはリヨン総徵税区総収税官ジャック・ダヴィッド・オリヴィエ(Ollivier)に嫁した<sup>37</sup>。オリヴィエ家はラングドック出身のリヨンのフィナンシエ家門であり、このオリヴィエ家を通してラムルー家とマザード家が遠い親族関係にあることは、後述する<sup>38</sup>。

### ③マザード家

第13代三部会財務官ギヨーム・マザードの曾祖父ジャンは、モンプリエのパン屋親方だった。その子エチエンヌ(1641~1728)(ギヨームの祖父)は、毛織物商人で縮絨を行い、1709年にモンプリエの市参事(consul)となり、1719年には貴族身分を与える国王書記官(secrétaire du roi)の官職を取得了した。妻は軍隊糧秣商人のサバチエ家(Sabatier)の出身だった<sup>39</sup>。

エチエンヌには、ギヨームとロラン・ジョゼフの二人の子があった。ここでマザード家は二系統に分かれる。まずギヨーム系から説明する。

ギヨーム(父)(1668~1732)は、1714年にモンプリエ総徵税区総収税官に、1716年に総徵税請負人となる。以後マザード家は10名の総徵税請負人を輩出する<sup>40</sup>。妻はモンプリエの金融業者デュルベック家(Durbec)の出身である。ギヨームには二男三女がある。長男ギヨーム(子)(1702~1777)は、サン・ブレソンの領主であり(以下、かれをサン・ブレソンと呼称する)、1754年に三部会財務官に就任し、1777年の死までその職にあった。妻アントワネット・マリ・ド・ラ・ロッシュ(La Roche)の母方のおばは、ルイ15世治世最大のフィナンシエであるパリス四兄弟の一人パリス・ラ・モンタニユ(Paris La Montagne)(1670~1744)に嫁しており、マザード家は国家財政を牛耳る有力フィナンシエ家門と親族関係を結ぶにいたった<sup>41</sup>。サン・ブレソンの一人娘は、フランス有数の大貴族ヴィルキエ・オモン公爵家(Villequier Aumont)に嫁いだ<sup>42</sup>。

サン・ブレソンの弟ロラン・エチエンヌ(1704~1765)は、会計租税法院次席検察官(avocat)に就任し、アヴェーズ侯爵になった<sup>43</sup>。彼は二回結婚しており、前妻は、三部会代議員であるド・ガンジュ侯爵(De Ganges)の娘であり、後妻は会計租税法院評定官ダニエル・プランチエの娘であり、プランチエ家を通してボニエ家と親族関係にあった。またサン・ブレソンの妹マルトは、会計租税法院部長評定官ロラン・イニヤース・ド・ジュベールに嫁した。

ロラン・ジョゼフ系に話を移す。サン・ブレソンの叔父にあたるロラン・ジョゼフは兄と同様、総徵税請負人となった。妻はパリ高等法院次席検察官クー(Queux)の娘である。かれらの間には二男一女が生まれた。長男アンリ・ギヨームは法服の世界に入ってパリ高等法院評定官となり、二男ロラン・ジョゼフは父を継いで総徵税請負人になった。娘マリ・マドレヌは総徵税請負人ガスパール・グリモ・ド・ラ・レニエール(Grimod de La Reynière)の妻となり、娘2人を産んだ。娘の一人は、財務監察官(intendant des finances)ジャン・ルイ・モロー・ド・ボモン(Moreau de Beaumont)(1715~1785)に嫁した。1754年から1756年まで財務総監をつとめたジャン・モロー・ド・セシェル(Moreau de Séchelles)(1690~1760)は、彼のおじである<sup>(44)</sup>。もう一人の娘は、出版統制局長やパリ租税法院院長を歴任したのちルイ16世の弁護人をつとめて刑死したクレチヤン・ギヨーム・ド・ラモワニョン・ド・マルゼルブ(Lamoignon de Malesherbes)(1721~1794)に嫁した。それゆえ、マルゼルブはサン・ブレソンのいとこの義理の子にあたる。それゆえ、マザード家はグリモ家を通して、法服貴族の屈指の名門であるラモワニョン家と姻戚関係を結ぶことになる。また、1685年から1718年までラングドックの地方長官をつとめたニコラ・ド・ラモワニョン・ド・バヴィル(Lamoignon de Basville)は、マルゼルブの祖父の弟にあたる<sup>(45)</sup>。

ラモワニョン家を通して、マザード家は他の有力なフィナンシエ家門と親族関係に入った。マルゼルブの長姉アンヌ・ニコルは、パリ高等法院部長評定官ジャン・アントワーヌ・オリヴィエ・ド・セノザン(Ollivier de Sénozan)に嫁した。ジャン・アントワーヌのまたいとこであるリヨン総徵税区総収税官ジャック・ダヴィッド・オリヴィエ(両者の父がいとこどうし)の妻は、第12代ラングドック三部会財務官フランソワ・ラムルーの娘である<sup>(46)</sup>。また、マルゼルブの次姉マリ・ルイーズの夫ギヨーム・カスタニエ(Castanier)は、トゥルーズ高等法院評定官、訴願審査官(maître des requêtes)<sup>(47)</sup>、大評定院(Grand Conseil)部長評定官を歴任し、國務評定官(conseiller d'Etat)に栄進した。カスタニエ家は18世紀前半ラングドックの代表的なフィナンシエであると同時に、カルカソンヌの毛織物マニュファクチュール、インド会社の経営、レヴァント貿易、大西洋貿易などを多角的に行って富強を誇った一族だった<sup>(48)</sup>。かくて、ボニエ・ド・ラ・モソン父子、ラムルー、サン・ブレソン、ジュベールの歴代の三部会財務官

は血縁関係で結ばれていたのである。

#### ④ジュベール家

ジュベール家は、ドフィネのクレスト(Crest)の出身である。16世紀に一族のロランがヴァランスからモンプリエに遊学して医学を修め、モンプリエ大学医学部教授になった。その子イサークは法服の世界に入り、モンプリエ上座裁判所評定官となる。イサークの子ピエール・バチスト(1602～1682)は、1642年にラングドック州三部会総代(ニーム・セネシャル区管轄)に就任する。以後、1780年まで140年近くの長きにわたって、ジュベール家は総代職を保持することになる<sup>49</sup>。

ピエール・バチストの子で第14代三部会財務官フィリップ・ロランの祖父にあたるアンドレ(1651～1721)は、父の後をついで三部会総代となる。1697年の「貴族改め」の際に貴族身分を維持しているので、それ以前に授爵されていたと思われる<sup>50</sup>。妻はモンプリエ会計租税法院評定官フランソワ・ベシュラン(Bécherand)の娘であり、かれらのあいだには息子が4人生まれ、そのうちの3人が三部会総代をつとめた。まず長男フランソワ(1689～1763)が、1710年に就任するが、1713年に聖職につくために辞任し、二男ロラン・イニヤース(1693～1779)が1715年にそのあとを襲うが、1732年に辞任し、翌年にモンプリエ会計租税法院部長評定官に就任する。結局、アンドレの三男ルネ・ガスパール(1696～1780)がモンプリエ上座裁判所評定官を辞任して総代職を継ぎ、1780年の死までその職にあった<sup>51</sup>。

ロラン・イニヤースの妻マルトが三部会財務官マザード・ド・サン・ブレソンの妹であったことは前述のとおりである。かれらのあいだには一男三女が生まれた。息子フィリップ・ロラン(1729～1792)は、1762年父を継いで会計租税法院部長評定官に就任した。1777年、おじのサン・ブレソンの死後、その後任として三部会財務官に就任し、大革命勃発直後の1790年に辞任する。かれは、新古典主義の画家で、「ホラティウス兄弟の誓い」「マラーの死」「ナポレオン1世の戴冠式」などで名高いジャック・ルイ・ダヴィド(David)のパトロンであり、ダヴィドが描いたジュベールの肖像画は、モンプリエのファーブル美術館(Musée Fabre)に展示されている<sup>52</sup>。フィリップ・ロランの妻マリ・マドレーヌは会計租税法院監査評定官(conseiller auditeur)ポレ(Paulet)の娘である<sup>53</sup>。かれらの息子ロラン・ニコラ(1764～1793)は、1782年に会計租税法院評定官に就任し、1786年に三

部会財務官の襲職権を取得したが、革命により就任はならなかった。妻は王領収入総収税官ル・プルチエ・ド・ペリニ(Le Pouletier de Périgny)の娘である<sup>(54)</sup>。

ロラン・イニヤースの長女ルイーズは、モンプリエ総徵税区フランス財務官・財務局局長ジャン・ド・ベネゼ(Bénézet)と結婚した。かれは国王側三部会開催委任官でもある。かれらの娘マリ・マルト・マルグリットは、三部会書記官(secrétaire-greffier des Etats)ピエール・ルイ・ド・カリエール(Carrière)に嫁している<sup>(55)</sup>。三部会書記官は、各総徵税区に1名、計2名が置かれ、三部会の議事録を作成し、陳情書の謄本の作成と原本との照合を行い、三部会関係の文書を管理する<sup>(56)</sup>。ロラン・イニヤースの二女フランソワーズ・マルグリット・ギエミースは、クセルグ男爵アントワーヌ・アンリ・ド・サレ(Sarret de Coussergues)に、三女マリ・フランソワーズ・ジャンヌは、会計租税法院評定官ジャック・シカール(Sicard)にそれぞれ嫁した<sup>(57)</sup>。

ルネ・ガスパールに眼を転じると、かれはトゥルーズ高等法院評定官ルイ・エマニュエル・ド・カンボン(Cambon)の娘マルト・マドレーヌと結婚した<sup>(58)</sup>。彼女の兄弟には、ミルポワ司教になったフランソワ・トリスタンがいる。また、最後のトゥルーズ高等法院院長(premier président)ジャン・ルイ・オギュスタン・エマニュエル・ド・カンボンは、彼女の甥にあたる。かくてジュベール家は、トゥルーズの屈指の法服貴族の名門カンボン家と縁続きになる<sup>(59)</sup>。ルネ・ガスパール夫妻には娘が二人おり、長女はモンフェランの領主ベルナル・ドルミエール(d'Olmière)と、二女はジャン・ジョルジュ・ド・スイヤック侯爵(Souillac)と結婚している<sup>(60)</sup>。ロデーヴ司教ジャン・ジョルジュ・ド・スイヤック(在任1732~1750年)は、スイヤック侯爵のおじにあたり、かれの代父をつとめた<sup>(61)</sup>。

## むすび

以上事例は少ないが、四家門に見られる三部会財務官の家門の特徴は以下の数点にまとめられるだろう。

第一に、三部会財務官の家門の社会的出自は、毛織物商人、医者などいずれの場合も都市ブルジョワである。出身地はモンプリエ郊外やラングドック州外の場合もあるが、財務官本人の数代前にはモンプリエに移住し

ている。

第二に、財務官の祖先や父親、おじのついた地位・職業は、市参事などの都市役人、軍隊糧秣商人、フランス財務官、総徴税区総収税官や総徴税請負人などの財務官僚・フィナンシエ、上座裁判所やモンブリエ会計租税法院の評定官などの司法官僚、州三部会総代のような三部会役人などであり、これらの多様な地位・職業を経て各家門は社会上昇を遂げていく。また父親の代までに、国王書記官の官職や貴族所領の取得により授爵され、貴族身分に上昇している。

第三に、三部会財務官の兄弟やいとこ、子孫の地位・職業は、会計租税法院官僚がもっとも多く、総徴税請負人、フランス財務官、高等法院司法官などがそれに次ぎ、法服貴族かフィナンシエかのいずれかの道を選んでいる。また三部会財務官が娘を帶剣貴族に嫁がせて、さらなる社会上昇を図った例が目立つ。

ここまで三点は、先行の法服貴族やフィナンシエにかんする研究が明らかにした結果と類似している。しかし、三部会財務官のキャリアや人脈関係にかんしては、以下の三つの特殊な性格が見られる。

第一に、同一人物が生涯のうちに三部会役人と会計租税法院評定官などの国王司法官僚の両方を歴任している例が多く見られることである。三部会と国王司法・財務機構の官職の兼職は禁じられていたので、一方への転職の際は他方の職を辞さなければならなかつた<sup>(62)</sup>。とくにジュベール家の人々に両官職の歴任の例が多い。制度的には国王側の会計租税法院と地方側の三部会は、財政上の権限をめぐって激しい対立関係にあり、大革命直前のラングドック三部会にたいする世論の非難もモンブリエ会計租税法院の攻撃が引き金だった<sup>(63)</sup>。しかし敵対している両組織の人的交流は深く、三部会役人から会計租税法院評定官へ、あるいは逆の方向へ転身することは多かった。法服貴族への社会上昇を図る者にとっては、三部会役人に就任するのも選択肢の一つだったのである。それゆえ州三部会と会計租税法院の対立関係を強調するのは一面的だろう。

第二に、婚姻関係により結合した諸家門のメンバーの社会階層は、モンブリエ会計租税法院官僚をはじめ、トゥルーズ高等法院官僚などの法服貴族、フランス財務官やタイユ収税官などの財務官僚、州三部会役人、三部会代議員で各ディオセーズ区会議議長でもある司教を含み、ラングドックの名望家の各社会層をほぼ網羅している。これにパリの政財界のエリート、

すなわちラモワニヨン家のようなパリ高等法院の法服貴族の名門、パリス兄弟のような中央財政を統轄する大フィナンシエ、総徵税請負人などが加わる。モンプリエ会計租税法院官僚の諸家門が複雑で錯綜した婚姻関係で結合し、三部会役人もその婚姻関係の網の目に組み込まれている。この婚姻関係はマザード家、カスター家、オリヴィエ家、グリモ家などの有力フィナンシエ家門をたがいに結びつけ、ボニエ・ド・ラ・モソン父子以降5代の三部会財務官を結合させるほど、広範囲にわたっている<sup>(64)</sup>。それゆえ、血縁関係の点でも、三部会役人は法服貴族やフィナンシエから断絶し孤立していたのではなく、開かれており、これらの社会集団と密接な通婚関係を結んでいた。

第三に、三部会財務官にかぎらず、三部会総代や三部会書記官などの三部会役人の職は世襲により同一家門により独占される傾向が強い。三部会総代職を1世紀半近く占有したジュベール家はその好例である。高等法院や会計租税法院の評定官などの専官職が同一家門で世襲されることはよく知られているが、三部会役人の役職も同様なのである。

以上のように、三部会財務官や三部会総代などの三部会の役職は、都市ブルジョワ層から上昇した家門により独占され、世襲された。三部会行政は特定の門閥による寡頭支配を受けていた。これらの家門のメンバーは、モンプリエの法服貴族の頂点に位置する会計租税法院の司法官も歴任し、そこで同僚やトゥルーズ高等法院官僚、パリの法服貴族やフィナンシエ、帶剣貴族などと幅広く婚姻関係を取り結んだ。ラングドック三部会は制度的にはこれらの国王司法機構と対立していたが、人的には融合していた。それゆえ、第三共和政初期に成立した、地方三部会と国王官僚との対立を強調し、前者の凋落と後者の興隆を描く古典的な絶対王政像は、修正を迫られているのである。

### 註

- (1) 常見孝「コルベールとフィナンシエ」『北海道大学文学部紀要』27-1、1978年、44頁。同「ヨーロッパ絶対王政期の財政」『中世史講座』6（学生社）1992年所収、334～335頁。
- (2) 1950～70年代のフィナンシエにかんする研究文献・論文については、常見「コルベールとフィナンシエ」45～46頁に、詳細な文献目録がある。1950年

代末以降の代表的なフィナンシェ研究は以下のとおりである。Lüthy, H., *La banque protestante en France de la révocation de l' édit de Nantes à la Révolution*, 2 vol., Paris 1959—1961; Chaussinand-Nogaret, G., *Les financiers de Languedoc au XVIIIe siècle*, Paris 1970; Durand, Y., *Les fermiers généraux au XVIIIe siècle*, Paris 1971; Dessert, D., *Argent, pouvoir et société au Grand Siècle*, Paris 1984; Bayard, Fr., *Le monde des financiers au XVIIe siècle*, Paris 1988; Aristide, I., *La fortune de Sully*, Paris 1990; Villain, J., *La fortune de Colbert*, Paris 1994; Hamon, Ph., *Messieurs des finances. Les grands officiers de finance dans la France de la Renaissance*, Paris 1999.

- (3) 常見孝「コルベールとフィナンシェ」。平井壽章「ラングドック運河建設—17世紀後半におけるフィナンシェの一事業—」『研究論集 経済・経営学編』(広島経済大、14、99~132頁)、1976年。同「18世紀のフランス総徴税請負人」『経済研究論集』(広島経済大、5—1、73~101頁)、1982年。阿河雄二郎「17世紀フランスの国家財政の構造—財政危機とフィナンシェー」中村賢二郎編『国家—理念と制度—』京都大学人文科学研究所 1989年所収、379~419頁。佐村明知『近世フランス財政・金融史研究—絶対王政期の財政・金融と「ジョン・ロー・システム」—』(有斐閣 1995年)。丹後享「1716年の特別裁判所(Chambre de justice)とフィナンシェ」『西洋史学論集』23、1~17頁、1985年。同「ジョン=ローとフィナンシェ」『西洋史学論集』27、1~24頁、1989年。同「ルイ14世治世末期における王国財政の変転—17世紀末~18世紀初頭のフィナンシェ群像—」『西洋史学論集』35、63~74頁、1997年。なお、二宮宏之・阿河雄二郎編『アンシアン・レジームの国家と社会—権力の社会史—』(山川出版社 2003年)の巻末001~048頁に、林田伸一氏による国制史・社会史研究の文献目録と解題があり、フィナンシェ研究のそれも、そのなかに含まれている。
- (4) 本論文が対象とするラングドックについて、身分制議会にたいしてかかる見方をする代表的研究は以下のとおりである。Monin, H., *Essai sur l'histoire administrative du Languedoc pendant l'intendance de Basville (1685—1719)*, Paris 1884; Gachon, P., *Les Etats de Languedoc et l'édit de Béziers (1632)*, Paris 1887; Dognon, P., *Les institutions politiques et administratives du pays de Languedoc du XIIIe siècle aux guerres de religion*, Toulouse 1896; Gilles, H., *Les Etats de Languedoc au XVe siècle*, Toulouse 1965.
- (5) Chaussinand-Nogaret, G., *Les financiers de Languedoc au XVIIIe siècle*, Paris 1970 (以下、*Les financiers de Languedoc*と略する)。また、同じ著者による18世紀フランスのフィナンシェの概説書としては、Id., *Gens de finance au XVIIIe siècle*, Paris 1972, nouvelle édition, Bruxelles 1993.
- (6) 常見「コルベールとフィナンシェ」44頁。

- (7) Mousnier, R., *La vénalité des offices sous Henri IV et Louis XIII*, Paris 1971. ムニエの国制史研究を要領よく概観した論説としては、林田伸一「ロラン・ムニエと絶対王政期のフランス」(二宮宏之・阿河雄二郎編『アンシャン・レジームの国家と社会—権力の社会史—』195-215頁)。日本の法服貴族研究でこの傾向を代表する研究は、宮崎洋「18世紀前半期のトゥルーズ高等法院官僚(上・下)」『史学』(慶應大) 57-2,3号、1987年、宮崎揚弘『フランスの法服貴族—18世紀トゥルーズの社会史—』(同文館 1994年)。
- (8) 伊藤滋夫「中・近世ラングドックの直接税収取機構の変遷」『愛知県立大学外国語学部紀要』(地域研究・国際学編) 33、2001年、56頁。
- (9) Charmeil, J.-P., *Les trésoriers de France à l'époque de la Fronde : Contribution à l'histoire de l'administration financière sous l'ancien régime*, Paris 1964, p.5.
- (10) 伊藤、前掲論文、56頁。
- (11) Gilles, H., *op. cit.*, p.127.
- (12) *Compte rendu des impositions et des dépenses générales de la province de Languedoc*, Montpellier 1789, passim.
- (13) 本章で参照した先行研究は以下の通り。Laroque, L. de, *Armorial de la noblesse de Languedoc, généralité de Montpellier*, 2 vol., Montpellier 1860, ré-impr., Marseille 1972; Vicomte de Carrière, *Les officiers des Etats de la province de Languedoc*, Paris 1865; Vialles, P., *Etudes historiques sur la Cour des Comptes, Aides et Finances de Montpellier, d'après ses archives privées*, Montpellier 1921; Burlats-Brun, P., *Les dynasties de magistrats aux cours de justice de Montpellier sous l'ancien régime*, Archives de Montpellier, s.d.; Antoine, M., *Le gouvernement et l'administration sous Louis XV : dictionnaire biographique*, Paris 1978.
- (14) 伊藤、前掲論文、60頁。
- (15) Carrière, *op. cit.*, p.121.
- (16) *Ibid.*, pp.115-116.
- (17) *Ibid.*, pp.117-121.
- (18) 常見孝「コルベールとフィナンシェ」80~81頁、丹後享「ルイ14世治世末期における王国財政の変転」70頁。Chaussinant-Nogaret, G., *Les financiers de Languedoc*, pp.29-32; Dessert, D., *op. cit.*, p.679.
- (19) ペノチエ家からボニエ家への三部会財務官の官職の移転の契機は、1709年のリヨン経済恐慌によるペノチエを中心とするフィナンシェ・グループの没落だった。Chaussinant-Nogaret, G., *op. cit.*, p.56. リヨン金融恐慌については、佐村明知「リヨン金融危機前夜における財政と金融」「リヨン金融恐慌の展開過程—B&N手形の累増とリヨン金融市场の危機—」『近世フランス財政・

金融史研究』(有斐閣 1995年) 所収、1~31頁、を参照。

- (20) Vialles, P., *op. cit.*, p. 163.
- (21) Chaussinant-Nogaret, G., *op. cit.*, p. 250.
- (22) Vialles, P., *op. cit.*, pp. 153, 169~170; Burlats-Brun, P., *op.cit.*, t. II-2, p. 43.
- (23) Chaussinant-Nogaret, G., *op. cit.*, p. 257.
- (24) Dessert, D., *op. cit.*, pp. 635, 671.
- (25) Olivier-Martin, Fr., *Histoire du droit français des origines à la Révolution*, Paris 1951, p. 462. Fr. オリヴィエー・マルタン(塙浩訳)『フランス法制史概説』(創文社 1986年)、691頁。Mousnier, R., *La vénalité des offices sous Henri IV et Louis XIII*, pp. 29~30; Marion, M., *Dictionnaire des institutions de la France aux XVIIe et XVIIIe siècles*, Paris 1923, réimpr. 1993, p. 523.
- (26) ピエール・ルイの姉(妹)の夫スヴァンは、トゥルーズ高等法院評定官である。また、ルイ14世治世末期最大の金融業者サミュエル・ベルナール(Samuel Bernard)の祖母もスヴァン家の出身であり、レック・ド・ペノチエ家とベルナール家は遠い親族関係にあった。Chaussinant-Nogaret, G., *op. cit.*, p. 30.
- (27) Carrière, *op. cit.*, pp. 123, 125; Burlats-Brun, P., *op. cit.*, t. I-1, p. 265.
- (28) Burlats-Brun, P., *op. cit.*, t. I-1, p. 74.
- (29) Chaussinant-Nogaret, G., *op. cit.*, pp. 58~59.
- (30) Burlats-Brun, P., *op. cit.*, t. I-1, p. 74.
- (31) Dessert, D., *op. cit.*, pp. 544.
- (32) Burlats-Brun, P., *op. cit.*, t. I-1, p. 77; Carrière, *op. cit.*, p. 124. ショーヌ公爵については、Viguerie, J. de, *Histoire et dictionnaire du temps des Lumières, 1715~1789*, Paris 1995, p. 828. を参照。公爵の自然科学研究は、義兄のジョゼフ・ボニエ(子)から財政上の後援を大いに受けていた。Chaussinant-Nogaret, G., *op. cit.*, p. 149, 280, 292, 294. フィナンシエの学芸保護については、Durand, Y., *Finances et mécénat : les fermiers généraux au XVIIIe siècle*, Paris 1972. を参照。
- (33) Vialles, P., *op. cit.*, pp. 169~170.
- (34) *Ibid.*, p. 146, 153; Burlats-Brun, P., *op. cit.*, t. I-1, p. 100. ナポレオン第一帝政下における帝国大書記長(archichancelier de l'Empire)ジャン・ジャック・レジス・ド・カンバセレス(1753~1824)は、ジャックの孫である。
- (35) Gilles, H., *op. cit.*, p. 116.
- (36) Vialles, P., *op. cit.*, p. 179 ; Burlats-Brun, P., *op. cit.*, t. I-1, p. 75.
- (37) Carrière, *op. cit.*, p. 126.
- (38) オリヴィエ家については、Chaussinant-Nogaret, G., *op. cit.* , 253~257. を参照。

- (39) Burlats-Brun, P., *op. cit.*, t. II-2, p. 43.
- (40) Chaussinant-Nogaret, G., *op. cit.*, p. 251. 総徴税請負人については、以下の文献を参照。平井寿章「18世紀のフランス総徴税請負人」。Durand, Y., *Les fermiers généraux au XVIIIe siècle*, Paris 1971.
- (41) Chaussinant-Nogaret, G., *op. cit.*, p. 252. パリス兄弟については、丹後享「ルイ14世治世末期における王国財政の変転」71頁、を参照。
- (42) Carrière, *op. cit.*, p. 127.
- (43) Vialles, P., *op. cit.*, p. 229.
- (44) Antoine, M., *op. cit.*, p. 189. モロー・ド・ボモンは、ヨーロッパ諸国の税制の比較を行った以下の著作を著したことで知られる。Moreau de Beaumont, Jean Louis, *Mémoire concernant les impositions et droits en Europe*, 4 vol., 1768-69. また、モロー・ド・セシェルの経歴については、Maurepas, A. de, et Boulant, A., *Les ministres et les ministères du Siècle des Lumières (1715-1789)*, *Etude et dictionnaire*, Paris 1996, pp. 323-325. また、モロー・ド・セシェルとモロー・ド・ボモン両人の経歴については、Antoine, M., *Le gouvernement et l'administration sous Louis XV*, *Dictionnaire bibliographique*, Paris 1978, pp. 189-190. を参照。
- (45) *Ibid.*, pp. 143-144. ラモワニヨン家の家系図については、Moreil, Fr., *L'intendance de Languedoc à la fin du XVIIe siècle : édition critique du mémoire pour l'instruction du duc de Bourgogne*, Paris 1985, pp. 280-283. を参照。マルゼルブの生涯については、木崎喜代治「マルゼルブ—フランス一八世紀の一貴族の肖像—」(岩波書店 1986年)を参照。ちなみに、19世紀の政治家・歴史家アレクシス・ド・トクヴィル(Tocqueville)は、マルゼルブの曾孫にあたり、マザード家の血を引いていることになる。前掲書、7頁。
- (46) Chaussinant-Nogaret, G., *op. cit.*, pp. 252, 253, 256; Carrière, *op. cit.*, p. 126.
- (47) 訴願審査官については、安成英樹『フランス絶対王政とエリート官僚』(日本エディタースクール出版部 1998年) 31~35頁を参照。
- (48) Chaussinant-Nogaret, G., *op. cit.*, pp. 66-70, 253. カスタニエ家は、Braudel, F., *Civilisation, économie et capitalisme, XVe-XVIIIe siècle*, t. II, *les jeux de l'échange*, Paris 1979, p. 643. フェルナン・ブローデル(山本淳一訳)『物質文明・経済・資本主義 15~18世紀 II-2 交換のはたらき2』(みすず書房) 314頁、にフィナンシェの典型として簡略に紹介されている。
- (49) Laroque, L. de, *op. cit.*, t. II, p. 80.
- (50) 「貴族改め」については、阿河雄二郎「ルイ14世時代の「貴族改め」の意味」服部春彦・谷川稔編『フランス史からの問い』(山川出版社 2000年) 49~73頁を参照。
- (51) *Ibid.*, pp. 80, 319; Vialles, P., *op. cit.*, p. 151; Burlats-Brun, P., *op. cit.*, t.I

- 1, p. 264.
- (52) Chaussinant-Nogaret, G., *op. cit.*, p. 277.
- (53) Vialles, P., *op. cit.*, p. 163.
- (54) *Ibid.*, p. 180; Burlats-Brun, P., *op. cit.*, t.I-1, p. 265.
- (55) *Ibid.*, t. I-1, p. 53. ピエール・ルイ・ド・カリエールの父クロードも三部会書記官をつとめた。ピエール・ルイは、1776年父を継いでトゥルーズ総徵税区管轄の書記官に就任し、1781年モンプリエ総徵税区管轄の書記官に転じた。Carrière, *op. cit.*, pp. 96, 112.
- (56) Gilles, H., *Ibid.*, p. 114.
- (57) Burlats-Brun, P., *op. cit.*, t.I-1, p. 265; Vialles, P., *op. cit.*, p. 163.
- (58) Laroque, L. de, *op. cit.*, pp. 80, 319; Carrière, *op. cit.*, p. 59.
- (59) カンボン家については、宮崎揚弘『フランスの法服貴族—18世紀トゥルーズの社会史—』、104~106頁を参照。
- (60) Laroque, L. de, *op. cit.*, p. 80; Burlats-Brun, P., *op. cit.*, t.I-1, p. 265.
- (61) 司教スイヤックは、ルネ・ガスパールの二女の洗礼にも立ち会っている。Appolis, E., *Un pays languedocien au milieu du XVIIIe siècle : le diocèse civil de Lodève, étude administrative et économique*, Albi 1951, p. 217. スイヤックの生涯については、*Ibid.*, pp. 205–210. を参照。
- (62) 三部会の役職と国王官職の兼任の禁止の原則は16世紀半ばに確立されたようである。第2代三部会財務官エチエンヌ・デュ・モワはモンプリエ総徵税区総収税官を兼職していたが、三部会は兼職を認めず、1553年モワは三部会財務官を辞職した。その子ロランも両方の官職を兼任しようとしたが、認められず、1560年三部会財務官を辞職した。Carrière, *op. cit.*, pp. 115–117.
- (63) Monin, H., *Essai sur l'histoire administrative du Languedoc pendant l'intendance de Basville (1685–1719)*, Paris 1884, pp. 50–54.
- (64) ショシナン・ノガレは、18世紀後半にラングドックのフィナンシエ諸家門同士の錯綜した婚姻関係による結合が密接になり、また特定家門による重要財務官職や総徵税請負人職の世襲と独占が進行したと見なし、またフィナンシエが保守化して、18世紀初めにペノチエ家やクロザ家(Crozat)などの大フィナンシエが従事していたような貿易活動やマニュファクチュール経営から撤退し、徵税業務にその活動を特化していくと論じている。Chaussinant-Nogaret, G., *op. cit.*, pp. 251, 257–258.